

大分トラック情報



大分農業文化公園のコキア(杵築市山香町)

TOPICS・重要なお知らせ

- 令和2年度 近代化基金融資2次申込公募について
- 令和2年度 労働力確保対策助成金について
- 運行管理者試験対策研修会の開催について
- 令和2年度 運行管理者等基礎講習《貨物》(後期)の開催について



公益社団法人 **大分県トラック協会**

大分市向原西1丁目1-27

T E L 097-558-6311

F A X 097-552-1591

URL <http://www.ota.or.jp>

本誌には、皆様への重要なお知らせが掲載されております。必ず社内回覧をお願いします。

[illegible]

目 次

1. 令和2年度 安全性優良事業所（Gマーク）大分運輸支局長表彰について	1
2. 「標準的な運賃」普及セミナーを開催	2
3. 令和2年度 大分県特定家畜伝染病防疫演習について	3
4. 令和2年度 近代化基金融資2次申込公募について	4
令和2年度 労働力確保対策助成金について	
5. 支部だより 別築支部／大分西支部大分南分会	5
6. 運行管理者試験対策研修会の開催について	7
7. 高速道路における軸重に係る車両制限令違反の取締りについて	9
8. 街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果	11
☆行政だより	
(1) 大型車の車輪脱落事故防止に係る令和2年度緊急対策の実施について	12
(2) 運輸安全マネジメントセミナーの開催について	13
(3) 令和2年度 運行管理者等基礎講習《貨物》（後期）の開催について	16
(4) 下請取引適正化推進月間の実施について	17
(5) 令和2年度 自動車事故対策費補助金（事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援、運行管理の高度化に対する支援、過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援及び社内安全教育の実施に対する支援）に係る交付申請等に係る業務の実施等について	21
☆国税だより	24
☆陸災防だより	
講習案内	25
令和2年度 陸上貨物運送事業 年末・年始労働災害防止強調運動	27
☆大分産業機械技能教習所だより	28
☆お知らせ	
(1) NASVAからのお知らせ	29
(2) 運輸安全マネジメントセミナーのお知らせ	30
(3) 毎月11月は「過労死等防止啓発月間」です	31
(4) 大分トラックステーションが綺麗になりました!!	35
(5) 訂正とお詫び	36
(6) 新入会員紹介	36
(7) 会員名簿訂正方のお願い	36
(8) 令和2年度 トラック事故根絶安全大会開催のお知らせ	37
(9) 燃料情報	37
(10) 行事予定表	39
(11) 帳票関係FAX注文書	40

**当誌「大分トラック情報」がホームページにて閲覧可能となっております。
閲覧用パスワードは「6311」です。**

令和2年度

安全性優良事業所（Gマーク）大分運輸支局長表彰について

受賞おめでとうございます

【受賞者】

- さくら運輸株式会社 別府営業所
- トキワ運輸株式会社 本社営業所
- 大分総合運輸株式会社 本社営業所
- 株式会社テクノ 本社営業所
- 有限会社東浜陸運 本社営業所
- 株式会社サンキュウ・トランスポート・九州 大分営業所

表彰式日時・場所

令和2年10月20日(火) 午後2時 大分運輸支局 2階会議室



安全性優良事業所大分運輸支局長表彰

前列左から、大分運輸支局 河津隆幸支局長、さくら運輸(株) 後藤信雄社長、トキワ運輸(株) 水田秀之社長、大分総合運輸(株) 福田明社長、大分運輸支局 久次和浩次長
後列左から、大分県トラック協会 仲浩会長、(株)テクノ 上野浩伸社長、(有)東浜陸運 加来美恵子社長
(株)サンキュウ・トランスポート・九州 高橋眞治所長

「標準的な運賃」普及セミナーを開催

(公社)大分県トラック協会(仲浩会長)は、経営者・運行管理者等を対象に10月12日(月)、大分県教育会館において、「標準的な運賃」普及セミナーを開催した。

4月に告示された「標準的な運賃」については、トラック事業者は荷主に対して交渉力が弱い事や、令和6年から年間960時間の時間外労働の限度時間が設定されること等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持していくため、参考となる運賃を示すことが効果的であることから、当セミナーを開催し、受講者約60名が参加した。

はじめに、九州運輸局大分運輸支局の河津隆幸支局長、(公社)大分県トラック協会の仲浩会長より挨拶があった。

セミナーは、九州運輸局大分運輸支局の本田勝司首席運輸企画専門官より、「標準的な運賃の告示の概要」について説明があったのち、(株)運輸・物流研究室の小野秀昭代表取締役フェローより、「標準的な運賃の告示内容及び活用方法等」について説明があり、大変有意義なセミナーになった。



仲会長



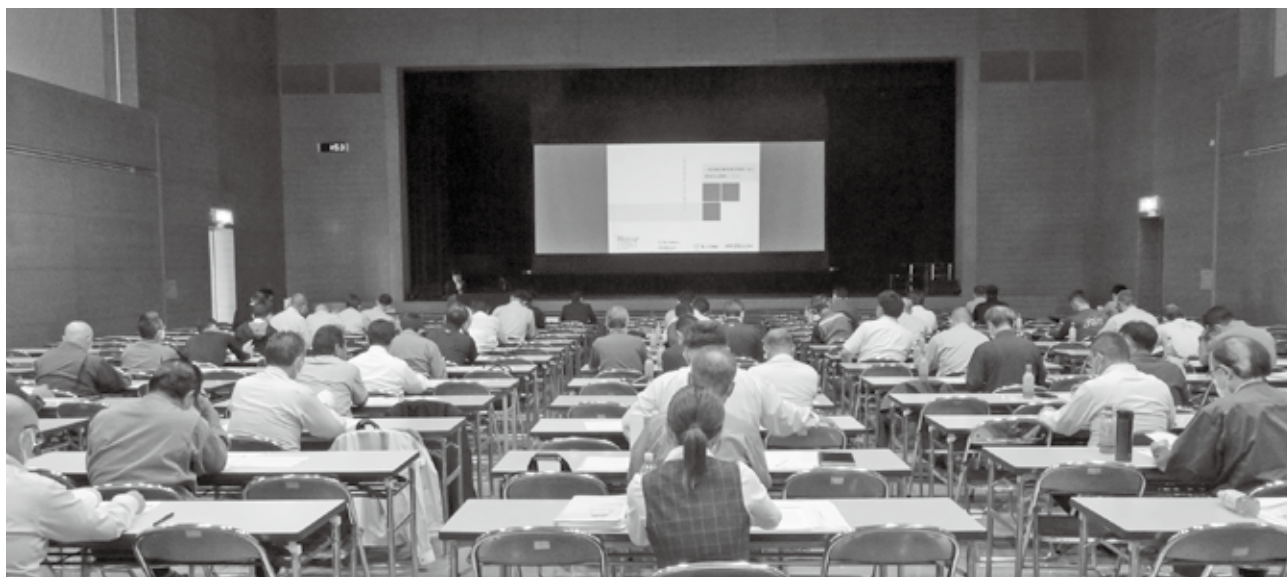
河津支局長



本田専門官



小野講師



全体的ようす

令和2年度

大分県特定家畜伝染病防疫演習について

大分県では、2004年2月の九重町での高病原性鳥インフルエンザの発生以降、特定家畜伝染病を対象とした県域の防疫演習を毎年行っている。これからの渡り鳥のシーズンを迎え、国内での発生リスクが高まることから、10月21日に令和2年度の大分県特定家畜伝染病防疫演習を実施した。

特定家畜伝染病の疑い事例が発生した場合の初動防疫や防疫作業体制を確認することを目的に実施された防疫演習は、大分市の「大分家畜保健衛生所」と臼杵市の「臼杵市社会基盤整備・災害支援センター」の2箇所で行われ、大分県トラック協会から、中野健造支部長らが参加、協会は大分家畜保健衛生所から臼杵市社会基盤整備・災害支援センターへ備蓄資材の輸送訓練と情報伝達訓練を行った。

演習風景



大分家畜保健衛生所から臼杵市社会基盤整備・災害支援センターへの資材の輸送訓練風景



【借用車両】 野津運送(株) 3 t 車パワーゲート付

令和2年度 近代化基金融資2次申込公募について

☆2次申込公募期間について

令和2年11月1日～

令和3年1月29日

提出漏れのないようにご注意ください。

※詳しくは、大分県トラック協会ホームページをご覧ください。

長期プライムレート 1.0%（R2年10月末時点） 利子補給率 0.3%

令和2年度 労働力確保対策助成金について

☆令和2年4月1日～令和3年2月28日までに
雇用調整助成金の支給を受けた事業者

最大

10万円を支給します

県外に本社のある大分県内の会員も対象となります。

※詳しくは、事務局にお問い合わせください。

支部だより

◇国東・別府・杵築日出の各警察署に反射タスキを寄贈 (別杵支部)

大分県トラック協会別杵支部（佐藤宗朝支部長）は10月11日(日)、くにさきアグリホールで開催した安全大会において、国東警察署の染矢慎二署長に対し、反射タスキ200本を寄贈した。

また、10月16日(金)に、佐藤支部長、仲摩一夫副支部長、三浦政人理事が別府市田の湯町の別府警察署を訪ね、矢野哲幸署長に対し、反射タスキ200本を寄贈した。

さらに同日、佐藤支部長、仲摩副支部長、上野浩伸理事、中島康博理事、遠藤建作監事が、速見郡日出町藤原友田の杵築日出警察署を訪ね、安倍雅宏署長に対し、反射タスキ200本を寄贈した。

反射タスキを寄贈

【国東警察署】



左から、染矢署長、佐藤支部長

【別府警察署】



左から、三浦理事、仲摩副支部長、佐藤支部長
矢野署長、三代岳樹交通課長

【杵築日出警察署】



贈呈式



前列左から、上野理事、仲摩副支部長、佐藤支部長
安倍署長、河野豊徳交通課長代理
後列左から、遠藤監事、森勇一郎副署長、中島理事

◇大分南警察署にパト看板を寄贈（大分西支部大分南分会）

大分県トラック協会大分西支部大分南分会（坂本光広分会長）は9月24日(木)、坂本分会長と藤野一仁理事が、大分市横瀬の大分南警察署を訪ね、崎尾敬署長に対し、交通事故防止のためのソーラー式パト看板を寄贈した。なお、この看板は注意喚起をするために、地域で交通事故が多発している路線の手前に設置される予定。

パト看板を寄贈



贈呈式の様子（大分南警察署にて）
左が崎尾大分南署長、右が坂本分会長



左から、藤野理事、坂本分会長、吉良誠一交通課長、藤澤浩交通係長

運行管理者試験対策研修会の開催について

さて、この度、令和2年度第2回運行管理者試験の受験を予定されている方を対象とした研修会を下記のとおり開催いたします。

研修受講を希望される方は、研修受講申込書（コピーで可）を協会事務局宛ご返送ください。（FAX 097-552-1591）

また、会場の都合で、定員になり次第締め切らせて頂きますのでご了承ください。

記

1. 日 時 (1) 第1回目 令和3年2月6日(土) 8時30分～16時30分
(法令解説と出題傾向等の試験対策の研修会)
(2) 第2回目 令和3年3月6日(土) 9時00分～12時30分
(模擬試験)
2. 場 所 大分県トラック会館 5階 大会議室
(大分市向原西1-1-27 TEL 097-558-6311)
3. 受 講 料 (1) 研修会費（2回分） 会員 3,000円（会員のみ）
※研修会で使用するテキストは、当日販売致しません。事前に協会にて購入して下さい。（テキスト代 2,640円）
4. 定 員 50名
5. 申込期限 令和2年12月25日(金)
6. 持 参 品 テキスト（輸送文研社「令和3年3月版問題集」）
筆記具
7. そ の 他 新型コロナウイルス感染防止のため、当日発熱、体調不良の方はご遠慮願います。
必ず、マスクの着用をお願いします。

令和2年度 第2回運行管理者試験

運行管理者試験対策研修会 申込書

会 社 名	
連 絡 先	

受講者氏名	テキスト の 有 無	第 1 回 (2月6日)	第 2 回 (3月6日)
	有・無		
	有・無		
	有・無		

締 切：令和2年12月25日(金)

送付先：(公社)大分県トラック協会 (Fax 097-552-1591)

高速道路における軸重に係る 車両制限令違反の取締りについて

標記について、(公社)全日本トラック協会から周知依頼がありましたので、お知らせします。

令和2年10月13日

都道府県トラック協会 専務理事殿

公益社団法人 全日本トラック協会
役員待遇審議役 山内 正彦

高速道路における軸重に係る 車両制限令違反の取締りについて

平素は、当協会の事業運営等に関し、種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、以前より高速道路における軸重取締りについて、運送事業者から、計測誤差があるのではないか、高速道路会社により取締り基準に差異があるのではないか、との疑問が提示されておりました。

そのため、昨年12月に国土交通省、高速道路機構、高速道路会社6社、日貨協連及び全ト協にて構成する「高速道路における特殊車両通行許可制度に関する勉強会」を設置し、全国の高速道路7箇所において、軸重に係る実地検証を行いました。その結果、機械計測差や走行状況等の影響により、一定のばらつきが生じることが確認されたところです。

確認結果を踏まえ、10月12日に開催された第4回勉強会において、参加者全員の合意の下、「高速道路における軸重に係る車両制限令違反について」が取りまとめられましたので連絡させていただきます。

つきましては、令和2年12月1日より高速道路機構及び高速道路会社6社では合意内容に基づく取締りを行うことになりましたので、貴協会傘下会員事業者の皆様にご周知していただきますようお願い申し上げます。なお、全ト協ではホームページ（会員専用）に掲載する予定です。

記

【今回の車両制限令違反取締りの変更に係る注意点】

- ① 資料の2の「実地検証で確認されたばらつきを考慮した上で」については、当局内部で作成される計測結果に基づく処分基準は部外秘となっており、トラック側は知ること

ができません。

- ② 仮に誤差範囲内の計測値で処分通知を受け、違反とは思われない場合には、従来と同じく、通知に記載の申告期間内に異議申し立てを行うことが重要です。
- ③ 資料の2の「軸重に係る車両制限令違反が繰り返し確認された者に対する取締等」は、**自動軸重計での取締りが対象**になります。現地取締りの場合は、従来通り、その場で処分が行われます。
- ④ 本件は取締時の計測誤差が一定規模存在することを共通認識するものであって、**決して許可値以上に積載を許すものではない**ことに留意して下さい。

高速道路における軸重に係る車両制限令違反について

1. 軸重に係る実地検証の実施

- 「高速道路における特殊車両通行許可制度に関する勉強会」では、全日本トラック協会、日本貨物運送協同組合連合会及び国土交通省、高速道路会社、高速道路機構等が協力して、全国的高速道路7箇所にて、それぞれ準備した車両及び積載条件のもとで軸重に係る実地検証を行った。
- 各々の箇所における実地検証の結果、機械計測差や走行状況（定速、低速、減速）などの影響により、一定のばらつきが生じうることを確認した。
 - 静荷重（マットスケール計測）では、最大で約1トン
 - 動荷重（自動軸重計計測）では、最大で約3トン

2. 実地検証を踏まえた今後の対応

- 高速道路機構及び高速道路会社は、一般的制限値や特車通行許可値をもとに実地検証で確認されたばらつきを考慮した上で、軸重に係る車両制限令違反が繰り返し確認された者に対する取締等を行う。（令和2年12月1日より実施）
- なお、上記の取締等に当たっては、高速道路機構及び高速道路会社は、統一的な考え方にに基づき運用を行うこととし、これに係る社員等に対して周知徹底するとともに、計測機器の適切な保守・点検等により精度向上に努める。
- 全日本トラック協会及び日本貨物運送協同組合連合会は、軸重に係る車両制限令違反に関して得られた知見を踏まえ、適法かつ安全にトラック運送が行えるよう、会員等に対して周知徹底する。

令和2年10月12日

高速道路における特殊車両通行許可制度に関する勉強会

街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果

支部・分会等は、各種交通安全運動期間中や毎月20日を「事故ゼロの日」とし街頭啓発活動を実施していますが、令和2年10月に実施された結果についてご報告致します。

支部名／分会名		時 間	場 所	事業所数	人 数	備 考
大 分 西	中 央 西	7：30～ 8：00	大分市新川町 新川交差点	4 社	5 人	10月20日
	大 分 南	7：30～ 8：00	由布市 庄内庁舎前	3 社	8 人	10月20日
大 分 東	大 分 東	7：30～ 8：00	大分市 大分東警察署前	9 社	10人	10月20日
別 杵	国 東	7：30～ 8：00	国東市 国東警察署前 他	16社	36人	10月11日
県 北	中 津	7：45～ 8：15	中津市 田尻崎交差点	8 社	16人	10月20日
	宇佐・豊後高田	7：45～ 8：15	宇佐市 柳ヶ浦高校前	9 社	10人	10月20日
西 部	玖 珠	7：30～ 8：00	玖珠郡玖珠町山田 玖珠分会事務所前	3 社	4 人	10月20日
	日 田	7：30～ 8：00	日田市 玉川交差点	4 社	5 人	10月20日
県 南	臼 津	11：00～11：30	津久見市 津久見交番前	14社	14人	10月20日
	佐 伯	7：30～ 8：00	佐伯市 佐伯警察署前	9 社	11人	10月20日

※10月23日現在、報告受理分のみ掲載



中津分会

街頭啓発活動の様子



宇佐・高田分会



大分南分会



中央西分会



大分東支部



玖珠分会



佐伯分会



臼津分会

大型車の車輪脱落事故防止に係る 令和2年度緊急対策の実施について

令和2年10月30日

国土交通省自動車局 安全政策課長
旅客課長
貨物課長
整備課長

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和2年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止については、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところですが、令和元年度の発生件数は112件と平成11年度からの統計上最大の件数となり、これまでにない危機的な状況であることを重く受け止める必要があります。

昨年12月に、「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討ワーキンググループ」を設置し、事故原因の徹底究明と効果的な事故防止対策の検討を行ってきたところ、令和2年10月16日に中間とりまとめが決定されました。

この中間とりまとめを踏まえ、大型車の車輪脱落事故防止に係る令和2年度緊急対策として取り組むこととしましたので、傘下会員に対し周知されるとともに、事故防止対策の積極的な取り組みをお願いします。

整備管理者の方へ	今年度の追加対策
○ 計画的なタイヤ交換作業を実施する。 ○ 社内でタイヤ交換作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。 ○ 錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換する。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認する。 ○ 脱落の多い左後輪について重点的に点検する。 ○ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を作業員（運転者）に指導する。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付ける。	○ 自社で大型車のタイヤ交換作業を行うときは、作業員に作業管理表に沿って作業を実施させ、その結果を記録させる。 ○ タイヤ交換作業完了後、作業管理表をもとに適正なタイヤ交換作業が行われていることを確認する。 ○ 作業管理表を使用して、増し締めの実施結果を記録する。 ○ 点検実施者に日常点検表を使用して「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実に行う。 ○ 増し締め実施後、ホイール・ナットへのマーキングを施す。又は、ホイールナットマーカを使用したマーキングのずれの確認手法により、ホイール・ナットの緩みの点検を確実に確認する。

運輸安全マネジメントセミナーの開催について

標記について、九州運輸局から周知依頼がありましたので、お知らせします。

九運総務第109号

令和2年10月21日

事業者団体長 殿

九州運輸局次長
(運輸安全推進室長)

運輸安全マネジメントセミナーの開催について

さて、国土交通省では、運輸安全マネジメント制度の普及・啓発、浸透・定着に向けた取組として、運輸事業者の安全担当者を対象とした「運輸安全マネジメントセミナー」を各地方運輸局等において毎年開催しており、九州運輸局においても下記のとおり開催を予定しております。

貴団体におかれましては、本セミナーの趣旨をご理解いただき、傘下事業者に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1. 開催場所** 福岡合同庁舎 新館7階 九州運輸局 海技試験場
福岡市博多区博多駅東2-11-1
※公共交通機関をご利用願います。

- 2. 対象者** 各運輸事業者において安全担当部署に所属する方

3. 開催日時及びセミナーの内容

(1) ガイドラインセミナー

開催日時 令和2年12月22日(火) 13:00～17:00(4時間)
受講定員 50名(先着順・原則1社1名まで)

(2) 内部監査セミナー

開催日時 令和2年12月23日(水) 9:00～12:00(3時間)
受講定員 50名(先着順・原則1社1名まで)

(3) リスク管理セミナー

開催日時 令和2年12月23日(水) 13:00～17:00(4時間)

受講定員 50名(先着順・原則1社1名まで)

4. 申込方法

詳しくは、国土交通省ホームページ(下記URL)をご確認願います。

https://www.mlit.go.jp/unyuanzen/unyuanzen_tk_000056.html

受付期間 11月10日(火) 13:00～12月15日(火) 16:00

申込方法 上記URL下段の「申込方法について」をご確認のうえ、各セミナーごとに「申込はこちら」から、それぞれお申込み願います。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「新しい生活様式」での開催が求められていることから、以下に記載する「3密対策」「衛生対策」を勘案した上での開催に留意致します。

。 「3密対策」

- (1) 密接(収容要因の50%以内)
- (2) 密集(感覚を空けた配席)
- (3) 密閉(休憩時間に、窓を開け換気)

。 「衛生対策」

- (1) マスク着用(講師、受講者)
- (2) 手指消毒(講義開始前、休憩時間に手指をアルコール消毒)
- (3) 共用物品・設備の消毒(机、椅子等のアルコール消毒)

また、セミナーを受講予定の皆様には、以下に記載する事項について、御協力願います。

- (1) セミナー実施当日、自ら体温測定し、37.5度以上の方及び体調の優れない方はご辞退願います。
- (2) セミナー受講者は、必ずマスクの着用をお願い致します。
- (3) セミナー受講中、体調の優れない方は、講師に申し出るようお願い致します。
- (4) セミナー開始前、休憩時間に手指のアルコール消毒を実施願います。

令和2年度 事故防止対策支援推進事業概要一覧

先進安全自動車 (ASV)の導入に対する 支援	予 算	事故防止対策支援推進事業総予算：8.74億円の内数
	対象機器・装置	①衝突被害軽減ブレーキ（車両総重量3.5t超20t以下のトラックへ装着されるもの） ②ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置、車線維持支援制御装置 （車両総重量3.5t超22t以下のトラック（13t超トラクタ含む）へ装着されるもの） ③車両安定性制御装置（車両総重量3.5t超20t以下のトラックへ装着されるもの） ④先進ライト（車両総重量3.5t超のトラック （13t超トラクタ含む）へ装着されるもの） ⑤側方衝突警報装置（車両総重量3.5t超のトラック）
	助成金額	取得費用の1/2（1車両当たり上限：①③10万円、②5万円、④10万円、⑤5万円①～⑤合わせて15万円） ②の装置のうち、同一車両に複数装置を装着する場合は、最も金額の高い装置に対してのみ補助。
	申請期間	2020.10.29～2021.1.29（2020.4.1以降に購入（新車新規登録）した車両が対象）
運行管理の高度化に 対する支援	その他条件等	中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下） 過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く。 補助金名称「先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援」
	予 算	事故防止対策支援推進事業総予算：8.74億円の内数
	対象機器・装置	①国土交通大臣が認定したデジタル式運行記録計 ② “ ” 映像記録型ドライブレコーダー
	助成金額	①デジタル式運行記録計 車載器本体 1/3(1台あたり上限3万円) 事業所用機器 1/3(1台あたり上限10万円) ②ドライブレコーダー 車載器本体 1/3(1台あたり上限2万円) 事業所用機器 1/3(1台あたり上限3万円) 1事業者あたり上限：80万円 ①②同時購入の場合、1台あたり上限：車載器5万円、事業所用機器13万円
過労運転防止のための 先進的な取り組みに対 する支援	申請期間	2020.10.29～2020.12.18（2020.4.1以降導入機器が対象）
	その他条件等	中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下） 過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 補助金名称「運行管理の高度化に対する支援」
	予 算	事故防止対策支援推進事業総予算：8.74億円の内数
	対象機器・装置	国土交通大臣が認定した次の機器 ①ITを活用した遠隔地における点呼機器 ②運行中における運転者の疲労状態を測定する機器 ③休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器 ④運行中の運行管理機器
社内安全教育の実施 に対する支援	助成金額	取得費用の1/2（1事業者あたり上限：80万円） ※一部の機器に1台あたりの上限あり
	申請期間	2020.10.29～2020.12.18（2020.4.1以降導入機器が対象）
	その他条件等	中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下） 過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 補助金名称「過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援」
	予 算	事故防止対策支援推進事業総予算：8.74億円の内数
社内安全教育の実施 に対する支援	対 象	国土交通大臣の認定を受けている、事故防止コンサルティング
	助成金額	費用の1/3（1事業者あたり上限100万円）
	申請期間	2020.10.29～2020.11.20
	その他条件	中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下） 過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 補助金名称「社内安全教育の実施に対する支援」

令和2年度 運行管理者等基礎講習《貨物》(後期)の開催について

令和元年度運行管理者等基礎講習《後期》(後期)の開催を下記の通りご案内いたします。
この基礎講習を修了することによって、運行管理者試験の受験資格を得ることができます。
なお、貨物試験の受験資格には貨物の基礎講習、旅客試験の受験資格には旅客の基礎講習を受講する必要がありますので、講習区分にご注意して受講してください。

【重要】 運行管理者試験を受験される方は、基礎講習の申込みとは別に、
(公財) 運行管理者試験センターへの受験申請手続が必要です。

1. 受講対象者

- (1) 運行管理に関する実務経験が1年未満の方で、運行管理者試験受験資格が必要な方
- (2) 運行管理者補助者に選任される予定の方
- (3) 平成24年4月16日以降に新たに運行管理者に選任された方は（以前に基礎講習を受講していない方）選任届出をした年度内の基礎講習の受講が義務付けとなりました。
- (4) その他受講を希望される方

※平成7年4月1日以降の基礎講習を修了していない方は補助者に選任ができません。

2. 講習月日及び場所

- (1) 開催日 令和3年1月26日(火)～28日(木)
- (2) 受付時間 午前9時～9時45分（初日のみ）
- (3) 会場 大分県教育会館 多目的ホール（大分市下郡長谷496-38）

3. 講習日程 ※気象庁から特別警報が発表された場合は中止させていただきます。

	講習項目	講師	時間
第1日目 1月26日(火)	○自動車運送事業に関する法令 ○運行管理業務に関すること	N A S V A大分支所	10:00～16:00
第2日目 1月27日(水)	○事故防止に関すること ○道路交通に関する法令 ○自動車運送事業に関する法令	大分労働局労働基準部監督課 大分県警察本部交通企画課 N A S V A大分支所	10:00～17:00
第3日目 1月28日(木)	○自動車運転者の指導及び監督に関すること ○運行管理業務に関すること ○修了試験	N A S V A大分支所 N A S V A専任講師	10:00～16:00

4. 申込み方法

- (1) 自動車事故対策機構ホームページからご予約をお願いいたします。(http://www.nasva.go.jp)。お申込み後は「**予約確認書**」のご印刷をお願いいたします。
- (2) インターネット環境が未整備の事業者様は、簡易書留（郵送料金は事業者様ご負担でのお申込みが可能です。大分支所（☎097-558-3155）までお問い合わせください。

詳しくは、自動車事故対策機構並びに大分県トラック協会ホームページをご覧ください。

下請取引適正化推進月間の実施について

標記について、公正取引委員会ならびに中小企業庁から周知依頼がありましたので、お知らせします。

公取企第72号

令和2年10月1日

事業者団体 代表者 殿

公正取引委員会事務総長

中 小 企 業 庁 長 官

下請取引適正化推進月間の実施について

貴団体におかれましては、平素から、下請取引の適正化及び下請中小企業の振興に多大なる御尽力を頂き、感謝いたしております。

公正取引委員会及び中小企業庁では、従来、下請取引の一層の適正化を推進するため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）の効果的な運用等に務めているところであり、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に行っております。

本年度においても、実施方針に基づき、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課及び各地方事務所等並びに中小企業庁事業環境部取引課及び各経済産業局等において、それぞれ下請取引適正化推進講習会の実施等により、下請法の普及・啓発を行うことといたしました。下請事業者を含む事業者等への本事業の広報等について御協力方よろしくお願い申し上げます。

(別紙1)

令和2年度「下請取引適正化推進月間」の実施について

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請取引の適正化について、従来、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の迅速かつ効果的な運用、違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、その推進を図ってきている。

特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発事業を集中的に行うこととしており、本年度の下請取引適正化推進月間においては下記の事業を行う。

記

1 下請取引適正化推進講習会の実施

全国（32会場）において、下請取引を行う事業者を対象に、下請法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底するために下請取引適正化推進講習会を開催する（詳細は受講者募集要領を参照。）。

2 各種媒体による広報

新聞、雑誌、インターネット等を通じ、全国的に下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。

(1) 政府広報等

公正取引委員会及び中小企業庁のホームページ、新聞（一般紙、業界紙）

(2) 都道府県及び中小企業団体等の機関誌

都道府県、下請企業振興協会、商工会議所、商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、事業者団体等の機関誌

3 ポスターの掲示

公正取引委員会、経済産業省、都道府県、中小企業関係団体、事業者団体等の施設にポスターを掲示することにより、下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。

【問い合わせ先】

○公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課 電話 03-3581-3375（直通）

○中小企業庁事業環境部取引課 電話 03-3501-1732（直通）

(別紙2)

令和2年度「下請取引適正化推進講習会」について (受講者募集要領)

1 下請取引適正化推進講習会の趣旨・内容

下請取引の適正化を一層推進するため、下請取引を行う事業者を対象に下請取引適正化推進講習会（以下「講習会」という。）を開催し、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底する。

2 講習会受講者の募集方法

(1) 集合・対面方式等

ア 一般公募

(ア) 公募方法

公正取引委員会のホームページ、都道府県、下請企業振興協会、商工会議所、商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、事業者団体、報道機関等を通じて広く一般に受講者を募集する。

(イ) 受講希望者の申込方法

受講希望者は、公正取引委員会のホームページから申し込むものとする。

イ 案内状による募集

(ア) 募集方法

講習会の対象となる事業者に対して、必要に応じ、案内状を送付して受講者を募集する。

(イ) 受講希望者の申込方法

受講希望者は、公正取引委員会のホームページから申し込むものとする。

ウ その他

(ア) 本年度の講習会開催地、開催日時、申込先等は別紙のとおりとする。

(イ) 1事業者当たりの申込人数は、会場の収容数に鑑み、原則として2名以内とする。

(ウ) 講習会の対象は、下請法の適用対象となる事業者（物品の製造（加工を含む）、修理、情報成果物の作成又は役務提供（※）を業とする事業者）とする。

※建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は、下請法の適用対象とならない。

(エ) 講習会で使用するテキスト等は講習会当日に会場で配布する。

(オ) 講習会の参加費は無料とする。

(カ) 講習会の募集については、会場の都合により、定員になり次第締め切ることとする。

(キ) 申込みの際に入手した個人情報、講習会業務以外の目的には使用しない。

(2) インターネットを活用したオンライン形式

詳細は中小企業庁のホームページに後日掲載。

11月は下請取引適正化推進月間です。

令和2年度下請取引適正化推進月間キャンペーン標語

叩くのは 価格ではなく 話し合いの扉

11月は下請取引適正化推進月間です。全国(32会場)において、下請取引適正化推進講習会(参加費無料)を開催するほか、公正取引委員会(本局及び地方事務所等)や中小企業庁及び経済産業省の地方経済産業局等で、下請取引に関する相談等にも応じています。詳しくは次の連絡先にお問い合わせください。

公正取引委員会 取引部企業取引課 03-3581-3375 (ホームページ http://www.jftc.go.jp/)		中小企業庁 事業環境部取引課 03-3501-1669 (ホームページ http://www.chusho.meti.go.jp/)	
北海道事務所	011-231-6300	北海道経済産業局	011-700-2251
東北事務所	022-225-8420	東北経済産業局	022-221-4922
取引部企業取引課	03-3581-3375	関東経済産業局	048-600-0325
中部事務所	052-961-9424	中部経済産業局	052-589-0170
近畿中国四国事務所	06-6941-2176	近畿経済産業局	06-6966-6037
中国支所	082-228-1501	中国経済産業局	082-224-5745
四国支所	087-811-1758	四国経済産業局	087-883-6423
九州事務所	092-431-6032	九州経済産業局	092-482-5450
沖縄総合事務局総務部		沖縄総合事務局	
公正取引室	098-866-0049	経済産業部	098-866-1755

下請取引については、「下請代金支払遅延等防止法」や「下請中小企業振興法」による振興基準において、親事業者(発注者)の義務や禁止行為のルールなどが定められています。公正取引委員会及び中小企業庁では、定期的の下請取引の実態を調査し、下請取引適正化のための指導を行っています。

下請代金支払遅延等防止法

【親事業者の義務】

- 取引条件等を記載した注文書の交付
- 下請取引に関する事項を記載した書類の作成と保存
- 下請代金の支払期日を定めること
- 遅延利息の支払

【親事業者の禁止行為】

- 受領拒否
- 下請代金の支払遅延
- 下請代金の減額
- 返品
- 買ったたき
- 物の購入強制・役務の利用強制
- 報復措置
- 有償支給原材料等の対価の早期決済
- 割引困難な手形の交付
- 不当な経済上の利益の提供要請
- 不当な給付内容の変更・やり直し

下請中小企業振興法

【振興基準】

- 下請事業者の生産性の向上、品質・性能の改善
- 発注内容の明確化、発注方法の改善
- 下請事業者の施設・設備の導入、技術の向上、事業の共同化
- 対価の決定方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善
- 下請事業者の連携の推進
- 下請事業者の自主的な事業の運営の推進
- 下請取引に係る紛争の解決の促進
- その他下請中小企業の振興のため必要な事項(下請ガイドラインや自主行動計画に基づく業種特性に応じた取組、知的財産の取扱いについて など)

令和2年度自動車事故対策費補助金（事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援、運行管理の高度化に対する支援、過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援及び社内安全教育の実施に対する支援）に係る交付申請等に係る業務の実施等について

標記について、（公社）全日本トラック協会を通じ、国土交通省自動車局安全政策課ならびに自動車局技術・環境政策課から周知依頼がありましたので、お知らせします。

国自安第104号の2

国自技環第111号の2

令和2年10月22日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省

自動車局安全政策課長

自動車局技術・環境政策課長

令和2年度自動車事故対策費補助金（事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援、運行管理の高度化に対する支援、過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援及び社内安全教育の実施に対する支援）に係る交付申請等に係る業務の実施等について

標記について、各地方運輸局及び沖縄総合事務局に対して別紙のとおり通知しましたので、貴会会員各位にその旨周知されるようよろしくお取りはからい願います。

(別 紙)

令和2年度自動車事故対策費補助金(事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援、運行管理の高度化に対する支援、過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援及び社内安全教育の実施に対する支援))に係る交付申請等に係る業務の実施等について

標記について、各地方運輸局及び沖縄総合事務局（各運輸支局を含む。以下、「各運輸局等」という。）の担当課において下記のとおり業務を実施されるようよろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 各運輸局等における補助金の交付申請等に係る業務の実施

令和2年度自動車事故対策費補助金のうち、事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援、運行管理の高度化に対する支援、過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援及び社内安全教育の実施に対する支援）に係る補助金（以下、単に「令和2年度事故防止対策支援推進事業に係る補助金」という。）については、自動車事故対策費補助金交付要綱において、国土交通大臣への補助金の交付申請等に係る手続きが定められているところ、各運輸局等においては、別添1から4に示すとおり、補助対象事業者による交付申請等の受付等において、当該要綱において必要とされている書面が提出されていることの確認、これら書面の自動車局担当課への進達等に係る業務とともに、自動車局担当課からの補助金交付決定、額の確定等について申請者への通知等に係る業務を実施されたい。

2. 補助金の交付申請兼実績報告受付期間等

令和2年度事故防止対策支援推進事業に係る補助金の交付申請兼実績報告の受付等については、自動車事故対策費補助金交付要綱、実施要領及び「自動車事故対策費補助（自動車運送事業の安全総合対策事業の部）に関する運用方針」（平成10年6月17日付け自保第128号の3）のほか、以下により実施するので、関係事業者に対し十分説明する等、事業内容等につき事業者の理解を得られるよう努められたい。

なお、以下の取り扱いについては、今後、受付期間中の申請状況において予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を締め切ることとし、速やかに公表するものとする。

(1) 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援（別添１）

申請受付期間及び申請対象車両

- ① 申請受付期間 令和２年10月29日から令和３年１月29日まで
- ② 申請対象車両 令和２年４月１日から令和３年１月29日までの間に、補助対象装置を搭載した事業用車両を購入（新車新規登録）したもの

(2) 運行管理の高度化に対する支援（別添２）

申請受付期間及び申請対象機器

- ① 申請受付期間 令和２年10月29日から令和２年12月18日まで
- ② 申請対象機器 令和２年４月１日から令和２年12月18日までの間に導入した機器

(3) 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援（別添３）

申請受付期間及び申請対象機器

- ① 申請受付期間 令和２年10月29日から令和２年12月18日まで
- ② 申請対象機器 令和２年４月１日から令和２年12月18日までの間に導入した機器

(4) 社内安全教育の実施に対する支援（別添４）

申請受付期間及び申請対象メニュー

- ① 申請受付期間 令和２年10月29日から令和２年11月20日まで
- ② 申請対象メニュー 契約日が申請日以降であり、かつ、令和３年２月19日までに終了するもの

＊なお、申請受付期間内の申請状況等により、上記以外に申請受付期間及び申請対象車両等の変更、申請受付期間の設定等を行う場合がある。

＊以上の各期間中、土日・祝日は除くものとする。

3. 受付状況の報告

申請者から提出される交付申請書兼実績報告書及び交付申請書の受付にあたっては、その受付状況について、毎日１９時までに別紙報告書により自動車局担当課へ報告されたい。

4. 補助事業の周知

令和２年度事故防止対策支援推進事業に係る補助金及び当該補助金に係る手続きについて、関係事業者において積極的に活用されるよう、各運輸局等から管内事業者に対して周知されたい。

●国 税 だ よ り

○ご存じですか「税を考える週間」

11月11日から17日までは「税を考える週間」です。

「税を考える週間」は、国民生活に深い関わりを持っている税について、その意義（必要性）及び役割（使途）を分かりやすく説明することにより、国民の皆様の税に対する理解をより深めていただ

くために設けています。

今年のテーマは、「暮らしを支える税」です。

なお、「税を考える週間」の実施に合わせて、国税ホームページ内に「暮らしを支える税」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取組についてご紹介します。是非ご覧ください。

○給与所得者の年末調整

12月は、給与等に係る源泉所得税の年末調整の月です。

年末調整は年税額の精算を行うものであり、大部分の給与所得者にとって確定申告に代わる役目を果たす重要な手続きであるといえます。

年末調整が正しく行われるためには、勤務先に扶養親族や保険料などの申告を正しく行うことが大切です。

なお、令和2年分から適用される主な改正事項は次のとおりです。

- ① 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の改正
- ② 給与所得控除の改正
- ③ 基礎控除の改正
- ④ 所得金額調整控除の創設
- ⑤ 各種所得控除を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

おって、令和2年分の年末調整説明会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、参加される源泉徴収義務者の皆様の安全を考慮し、全国一律で開催を中止いたします。

○年末調整手続きの電子化

令和2年10月以降、年末調整で使用する保険料控除証明書等について、保健会社等から交付された電子的控除証明書等（データ）で給与の支払者に提出することが可能となりました。

控除申告書の作成から給与担当者への提出、給与担当者が行う年税額の計算まで全てがデータにより処理可能となり、年末調整手続きが簡便化されます。

なお、年末調整手続きの電子化にあたっては、給与の支払者において、申請及びシステム等の準備が必要となります。

○大分税務署 （電話 097-532-4171）※自動音声案内

陸災防だより

令和2年度 講習案内

～ 現場の安全は、教育から ～

◆受講希望日が決まりましたら、電話にてご予約下さい。(講習月の2ヶ月前から受付開始)

- ◎はい作業主任者技能講習 (定員各50名) 1月21日(木)・22日(金)
大分労働局長登録・登録番号第48-5号
- ◎積卸し作業指揮者安全教育 (定員30名) 終了しました。
- ◎車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育 (定員30名) 終了しました。
- ◎交通労働災害防止担当管理者教育 (定員20名) 終了しました。

※各々定員を表示しておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況により変更する場合があります。

【受講料等のご案内】(税込)

講習名	受講資格	受講料	テキスト代
はい作業主任者	はい付け、はい崩し実務経験3年以上	8,800円	1,595円
積卸し作業指揮者		7,700円	1,925円
車両系荷役運搬機械		7,700円	1,925円
交通労災防止管理担当者	運行管理者基礎講習修了証の写	5,500円	1,595円

【振込先】

大分銀行 中島支店 普通 146070 陸災防大分県支部 (リクサイボウオオイトケンシブ)

※振込手数料は、貴社負担でお願い致します。

※振込は講習日の2週間前までにお済ませ下さい。

※振込でお支払いされた場合、領収証は発行致しません。領収証が必要な場合は、窓口及び現金書留にてお願い致します。

※フォークリフト及びショベルローダー等運転技能講習の業務廃止に伴い、当支部で取得された修了証の再交付・書替は「技能講習修了証明書発行事務局」での手続きとなります。
(HP:<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>・TEL:03-3452-3371、3372)

〔問い合わせ先〕

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大分県支部

☎ (097) 556-7866

FAX (097) 552-1591

〒870-0905 大分市向原西1丁目1-27
大分県トラック会館内

縦3.0cm 横2.4cm
 写真の裏に氏名
 を記入のこと。
 デジカメ 不可
 カラーコピー 不可
写真1枚
 (貼らないこと)

受講申込書(修了証台帳)

TEL 097-556-7866

FAX 097-552-1591

受 講 年 月 日	自 令和 年 月 日	受講講習名	
	至 令和 年 月 日		

フリガナ 氏 名	男 ・ 女	※ 修了証 交 付	番 号	第 号
生 年 月 日	昭和 年 月 日		年 月 日	令和 年 月 日
現 住 所	〒 [] [] [] - [] [] [] []		TEL	— —
			携帯電話	— —
			FAX	— —
勤 務 先	所在地	〒 [] [] [] - [] [] [] []	TEL	— —
	フリガナ 名 称		FAX	— —
		※ 事業主 証 明	昭和・平成 年 月から 平成・令和 年 月まで 経験 年 ヶ月 ⑩	

下欄に、本人確認書類(自動車運転免許証)の写しを添付して下さい。

自動車運転免許証(写)	

- 注 1) ※印以外の欄は、申込者において記載のこと。
 2) 事業主証明は、特定の場合を除き不要のこと。
 (特定の場合とは、はい作業主任者技能)
 (講習を指す。)

申込年月日	令和 年 月 日
申込者氏名 (受講者本人)	⑩

※	資格証写	写 真	講習料	担当者	実施管理者
照 合			現金・振込		
	入金日 / 受講料	テキスト代	合計	円	

令和2年度 陸上貨物運送事業 年末・年始労働災害防止強調運動

実施期間：令和2年12月1日(火)～令和3年1月31日(日)

スローガン 「健診の数値でしっかり現状把握 所見に合わせて予防・改善」

(令和2年度安全衛生標語 健康部門最優秀作品)

趣 旨

陸災防においては、「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」(計画期間2018年度～2022年度)に基づき、

①死亡者数:2018年から2022年の5か年中に15%以上減少させる。(2020年は、99人以下)

②死傷者数を2017年から5%以上減少させる(2020年は、14,912人以下)

③健診の完全実施及び健診結果に基づく有所見者に対する適切な事後措置の徹底を図る

とした目標を設定し、その目標を達成するため、積極的な安全衛生活動を展開しているところである。

令和2年の労働災害発生状況(1～8月速報値)は、死亡災害が45人(前年同期比△7人、△13.5%)と減少がみられるものの、死傷災害は8,989人(前年同期比188人、2.1%)と大幅な増加となっている。

特に、死傷災害では、墜落・転落、動作の反動無理な動作、転倒、はさまれ・巻き込まれ等による荷役作業中災害が多発しており、荷役災害の防止に、より一層強力に取り組む必要がある。

さらに、深刻化している労働者の高齢化問題に対しては、厚生労働省が「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を示したところであり、同ガイドラインを踏まえ、高年齢労働者の労働災害を防止することも必要である。

また、陸運業においては長時間労働による過労死等が問題となっており、これを予防するための取組を一層推進する必要がある。

こうした陸運業における労働災害の課題を踏まえ、その防止対策を推進するに当たっては、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要である。

こうした認識の下、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、労働災害防止のために以下の取組を行うこととする。

会員事業場の実施事項

- 経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- 安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」(※)により職場の安全衛生点検を行う。
- 安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。
- 「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。
- 定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。

※陸上貨物運送事業労働災害防止協会HP (http://rikusai.or.jp/uploads/pdfs/2020_nen_kyouka_youkou.pdf)

大分労働局長登録教習機関 大分産業機械技能教習所だより

令和2年度 技能講習・実技教習計画、講習料一覧表

試 験 種 別			講 習 内 容		講 習 料		講 習 実 施 月 日				
区別	種 類		受講資格		日数	時間	受講料	テキスト代	12月	令和3年1月	
免許	移動式クレーン 登録第38号		全科（学科・実技）		6日	26H	99,000	4,565	11日と 14日～17日 と21日	14日～15日と 18日～21日	
			実技のみ		6日	9H	90,200				
技 能 講 習	車両系建設機械 登録第36号	整地・運搬等	大型特殊運転免許所持者 小型車両系特別教育所持者（3ヶ月以上）		3日	14H	49,500	1,400	7日～9日 21日～23日	19日～21日	
			全科（学科・実技）		6日	38H	93,500	1,400	10日～11日と 14日～17日	5日～8日と 12日～13日 25日～29日と 2月1日	
		解体用 登録第3-21号	車両系（整地等・旧解体）技能講習所持者		1日	5H	16,500	1,570	11日 24日	5日 18日	
	不整地運搬車 登録第3-23号		車両系（整地等）技能講習所持者 大型特殊免許所持者		2日	11H	35,200	1,570		14日～15日	
	高所作業車 登録第3-22号	移動式・小型移動式クレーン技能講習所持者		2日	12H	37,400	1,880	7日～8日 21日～22日	5日～6日 25日～26日		
		普通運転免許所持者		3日	14H	38,500	1,880	7日～9日 21日～23日	5日～7日 25日～27日		
		普通運転免許なし		3日	17H	47,300	1,880				
	小型移動式クレーン 登録第3-20号	玉掛・床上ク技能講習クレーン免許所持者		3日	16H	41,800	1,340	8日～10日 22日～24日	13日～15日 26日～28日		
		免除なし		3日	20H	46,200	1,340				
	玉 掛 け 登録第41号	小ク・床上ク技能講習移ク・クレーン免許所持者		3日	15H	19,800	1,650	2日～4日 16日～18日	6日～8日 20日～22日		
		免除なし		3日	19H	24,200	1,650				
		フォークリフト特別教育（3ヶ月） 大型特殊免許所持者（キャタピラ限定なし）		2日	11H	16,500	1,650	14日と18日	12日と18日 25日と29日		
		フォークリフト 登録第4-1号	大型・中型・普通運転免許所持者		4日	31H	29,700	1,650	1班	14日～17日	12日～15日 25日～28日
									2班	14日と 21日～23日	12日と 19日～21日 25日と 2月1日～3日
									土・日	5日～6日と 12日～13日	
									普通運転免許なし		5日
		ショベル ローダー 登録第4-2号	大型特殊免許所持者（キャタピラ限定なし）		2日	11H	15,120	1,836	受講希望者が一定の人数に達した時点で実施を検討します。		
			大型・中型・普通運転免許所持者		5日	31H	31,320	1,836			
特別教育	クレーン等（吊り上げ過重5トン未満）				2日	13H	12,100	1,705	14日～15日	6日～7日 28日～29日	
	小型車両系（機体質量3トン未満）				2日	13H	12,100	1,340	24日～25日		
	ローラー（制限なし）				2日	10H	12,100	1,360	24日～25日	13日～14日	
	フォークリフト（最大荷重1トン未満）				2日	12H	11,880	1,650			
	職長・安全衛生責任者教育				2日	14H	12,100	1,540	10日～11日	18日～19日	
	熱中症予防労働衛生教育				1日	3.5H	4,400	1,430			

（問い合わせ先）

※受講申込みの際に、助成金利用の旨をお知らせ下さい。

一般社団法人 大分産業機械技能教習所
〒870-0905 大分市向原西1-5-11

☎ (097) 554-2246
FAX (097) 554-2248

お知らせ

第一・第三土曜日の開業について

当機構の業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年度における当機構業務の土曜日開業につきまして第一・第三土曜日の開業日をお知らせいたします。ぜひご利用ください。

なお、開業した土曜日に代わる休業日は、原則として翌週の月曜日とさせていただきますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◇ 令和2年度 土曜開業日カレンダー ◇

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

3年1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

(注: 数字のみは開業日、□は休業日、○は祝日・休日を表しています)

独立行政法人 自動車事故対策機構

大 分 支 所

〒870-0905 大分市向原西1丁目1番27号 大分県トラック会館3階

☎ 097-558-3155 fax 097-558-3156

<http://www.nasva.go.jp>

国土交通省認定

運輸安全マネジメントセミナーのお知らせ

運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン ～輸送の安全性の向上に向けて～

ガイドラインセミナー

<開催日時>

令和2年

11月26日(木)

13:30～17:00

リスク管理セミナー

<開催日時>

令和2年

12月10日(木)

9:00～12:30

内部監査セミナー

<開催日時>

令和2年

12月10日(木)

13:30～17:00

<概要>

ガイドライン全14項目について、安全管理体制全般の構築・改善を推進するための取組の狙いや取組方法を項目毎に具体的な事例を交えながら丁寧に解説します。

<概要>

ガイドライン項目「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」について、事故の再発防止に関するリスク管理の必要性や事故等情報の収集・活用方法等について具体的な事例を交えながら解説およびケーススタディを行います。

<概要>

ガイドライン項目「内部監査」について、内部監査員の役割や監査方法、是正・改善措置の方法等といった内部監査を実施するために必要となる知識について具体的な事例を交えながら解説およびケーススタディを行います。

全ての認定セミナーにおいて受講者全員に「受講済証」を交付しますが、15分遅れた場合は発行致しません。

<会場> 大分県トラック会館 5階大会議室（大分市向原西1丁目1-27）

<受講料> 各セミナー 5,200円
（公社）大分県トラック協会の助成対象となります。
詳しくは各協会へお尋ねください。

お申し込みはインターネットよりお願いいたします。

<http://www.nasva.go.jp>

（お問い合わせ先）

独立行政法人自動車事故対策機構 大分支所

〒870-0905 大分市向原西1丁目1-27 大分県トラック会館3階

TEL/097-558-3155 FAX/097-558-3156

働き過ぎで起こる 健康障害のリスクを 知っていますか？

働くことは大切。

でも働き過ぎはあなたの健康に様々な影響を及ぼし、

ひいては過労死にも繋がる危険があります。

いま多くの会社が、新しい時代の

新しい働き方の実現に向けた取組を始めています。

～トップが決意を持って、新しい時代の新しい働き方の実現に向けた取組を推進しましょう。～

毎年
11月は「**過労死等防止啓発月間**」です。
同月間に「**過重労働解消キャンペーン**」を実施
します。

無料

過重労働等に関する
相談はこちら



なくしましょう

長い残業

0120-794-713

「**過重労働解消相談ダイヤル(労働局)**」 実施日時 **11月1日(日) 9:00～17:00**

専用 WEB サイト

過重労働解消キャンペーン

検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

毎年11月は

「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わるることとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。



過重労働解消キャンペーンのほか、

「過労死等防止対策推進シンポジウム」

を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

○過労死等防止対策推進シンポジウム

全国47都道府県において計48回開催します。(無料でどなたでも参加できます。)

開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、

詳細は専用ホームページで御確認ください。

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



【事業主の皆さまへ】11月は

「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせる場合があります。適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ・健康管理体制を整備すると共に、健康診断を実施しましょう。
- ・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- ・労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されています。

賃金不払残業を解消するために※3

1	2	3
職場風土を 改革しましょう。	適正に労働時間の管理を 行うためのシステムを 整備しましょう。	労働時間を適正に 把握するための責任体制を 明確化しチェック体制を 整備しましょう。

※1 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月、厚生労働省）

※2 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（令和2年4月、厚生労働省）

※3 「賃金不払い残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成15年5月、厚生労働省）

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力を要請を行います。

2. 重点監督を実施します。

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

3. 電話相談を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時 令和2年11月1日(日) 9:00～17:00

フリーダイヤル

なくしましう 長い 残業
0120-794-713

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間/平日8:30～17:15）

労働条件相談ホットライン

（厚生労働省委託事業）はい！ろうどう

（月～金17:00～22:00、土日・祝日9:00～21:00）

0120-811-610

労働基準関係情報メール窓口（情報提供）

労働基準 メール窓口

検索

4. 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

事業主や人事労務担当者などを対象に、10月から12月を中心に、

オンラインで

「過重労働解消のためのセミナー」

（委託事業）を実施します。

専用ホームページ

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html>



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

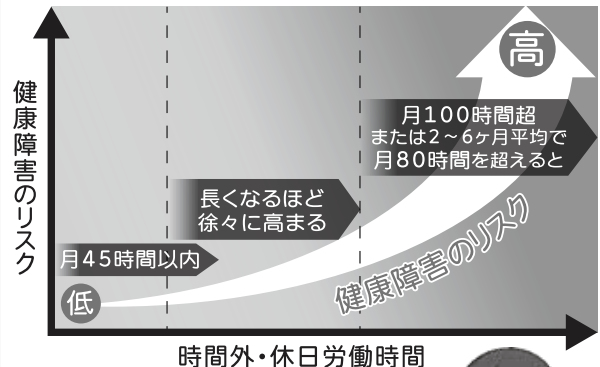
知っていますか？

○労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

○過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の
労災認定基準の考え方の基礎となった
医学的検討結果を踏まえたものです。



**過重労働による健康障害等を防止するためにも、
労働時間を適正に把握^{※1}し、次の措置を講じましょう。**

過重労働による健康障害を防止するために^{※2}

① 時間外・休日労働時間等を削減しましょう。

- ・労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1)
臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
- ・時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注2)に適合したものとなるようにしてください。

(注1) 建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。

(注2) 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省)

② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

大分トラックステーションが綺麗になりました！！

大分 TS は、令和 2 年 11 月からリニューアルオープンしました。

今回の工事では、外観のリニューアル、食堂及び休憩施設の床・壁全面張替え、女性用コインシャワーの設置（2 階）、館内照明の LED 化、駐車場の白線引きを行っています。

大分トラックステーションを今後ともよろしくお願いします。



なお、食堂のリニューアルに伴い、
11 月 2 日～11 月 20 日（日・祝除く）
の間 1 日 20 食限定で左図メニューを
提供します。

訂正とお詫び

前号 (No.393) に掲載した中にお名前の誤りがありました。

◎1 頁 下の写真説明の「小手川正治幹事長」は「古手川正治幹事長」でした。

◎19頁 本文2行目と下の写真説明の「足立仁理事」は「出口博隆理事」でした。

お詫びして、訂正いたします。

新入会員紹介

下記の方が、入会されましたので、ご紹介します。

会 社 名	代表者名	種別	営 業 所 の 位 置	車 両 数					T E L
				普	小	被	霊	計	F A X
ぼんでつくきゅうしゅうおおいたなかつえいぎょうしょ (株)パンテック九州大分中津営業所 令和2年9月30日	さかべ みつまさ 坂邊 光正	一般 利用	中津市田尻崎20-3	6				6	0979-27-9050 ----- 0979-27-9052

会員名簿訂正方のお願い

下記のとおり、会員事業所において事業計画変更がありましたので、お知らせします。

頁数	旧	新	変更の種別
9	九州福山通運(株)大分支店 金子 渉	田邊 俊樹	代表者の変更
11	トランステック九州(有) FAX 097-567-1121	FAX 097-597-8751	FAX番号の変更
15	(株)日豊建機運輸 大分市大字三佐2405番地の6	大分市大字三佐2306-13	住所の変更
15	(株)城東運輸大分東営業所		営業所の廃止
20	日照港運(株) 大坪 秀幸	橋内 文生	代表者の変更
30	吉浦運送(株)中津支店 中津市大字植野字世戸口476-1	中津市大字田尻崎20-4	住所の変更

【訂正とお詫び】

前回の会員名簿訂正方に掲載した事業所の一部に誤りがありました。訂正してお詫びします。

頁数	旧	新	変更の種別
13	(株)エス・イー・アレックス 舘野 儀則	本田 猛雄	代表者の変更

令和2年度

トラック事故根絶安全大会開催のお知らせ

(公社)大分県トラック協会(仲浩会長)ならびに陸上貨物運送事業労働災害防止協会大分県支部(山下規規支部長)は、11月23日(月)午後1時より、ホルトホール大分(大ホール)にて、「令和2年度トラック事故根絶安全大会」を下記のとおり開催いたします。

記

1. 日 時 令和2年11月23日(月) 13:00～14:00 (受付 12:00から)
2. 場 所 ホルトホール大分「大ホール」 大分市金池南1丁目5番1号
3. 内 容 トラック事故根絶安全大会
児童絵画コンクール表彰式、トラック協会・陸災防表彰式

※新型コロナウイルス感染予防対策へのご理解とご協力をお願いいたします。

燃 料 情 報

令和2年9月末現在で調査した県内の
軽油価格は次のとおりです。

軽油価格調査一覧表

1. 価 格 (円)

	価 格 (県内)		
	最 高	最 低	平 均
スタンド平均	113.0	79.1	96.6
ローリー平均	95.3	76.1	83.5
カード平均	111.9	82.5	94.5

2. 購入メーカー

	件数	割合
J X 日 鉱 日 石	12	35.3
出 光	4	11.8
昭 和 シ ェ ル	4	11.8
エクソンモービル	0	0.0
キ グ ナ ス	0	0.0
コ ス モ	7	20.6
そ の 他	7	20.6
合 計	34	100.0

		月	10年	11	12	20年	1	2	3	4	5	6	7	8	9
区分		10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
		10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
スタンド 平 均	大 分	105.9	107.7	108.3	110.2	107.0	100.6	89.9	84.9	86.6	94.6	94.6	96.6		
	全 国	103.2	104.2	105.7	107.9	103.5	95.4	84.1	79.0	84.5	88.2	91.1	91.3		
ローリー 平 均	大 分	97.1	97.9	99.9	100.8	95.0	87.6	72.4	72.2	76.7	79.4	82.7	83.5		
	全 国	94.1	95.6	97.6	99.4	93.9	84.5	70.9	66.6	73.7	77.3	81.0	81.0		
カ ー ド 平 均	大 分	104.4	103.9	106.6	106.8	105.6	88.0	87.7	82.5	87.0	88.5	94.7	94.5		
	全 国	101.5	102.4	104.5	106.7	101.9	93.	81.8	76.5	83.6	87.5	90.2	90.6		

注) 平均価格は県ト協、全ト協調べ(消費税抜きの価格)

注) スタンド:スタンドと特約をしている値段の平均

軽油価格調査集計表

(令和2年9月)

令和2年10月26日現在
(公社)全日本トラック協会

令和2年9月

単 純 計 算 表

地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	96.88	82.67	90.78

令和2年9月

元 売 別 集 計 表

地区:九州(沖縄除)

元 売 名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
JX 日 鉱 日 石	96.34	82.11	93.28
出 光	93.32	81.92	91.82
昭 和 シ ェ ル	103.16	82.98	89.80
エクソンモービル			
キ グ ナ ス			
コ ス モ	101.99	80.20	87.05
そ の 他	99.50	84.18	90.03

令和2年9月

購 入 量 別 集 計 表

地区:九州(沖縄除)

月 間 購 入 量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	97.99	83.26	91.88
30～50キロリットル未満	84.90	83.11	82.43
50～100キロリットル未満		80.59	
100キロリットル以上	83.20	81.35	85.15

令和2年9月

支 払 期 限 別 集 計 表

地区:九州(沖縄除)

支 払 期 限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30 日 未 満	96.54	80.10	85.32
30～60日 未 満	98.81	83.32	91.37
60 日 以 上	91.43	82.67	93.30

軽 油 価 格 推 移 表

地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
令 和 2 年 5 月	82.43	67.83	77.51
令 和 2 年 6 月	89.65	75.40	84.60
令 和 2 年 7 月	91.22	78.93	88.26
令 和 2 年 8 月	95.14	82.60	91.22
令 和 2 年 9 月	96.88	82.67	90.78

※消費税抜きの価格となります。

行事予定表（11月16日～12月15日）

日	曜	行 事
16	月	農産品の物流効率化等に向けた懇談会（13:30 大分県トラック会館）、令和2年度第2回（公社）全日本トラック協会青年部会全国代表者協議会（14:30 Zoom会議）
17	火	運行管理者等一般講習（9:00 大分県トラック会館）
18	水	運行管理者等一般講習（9:00 大分県トラック会館）
19	木	運行管理者等一般講習（9:00 大分県トラック会館） 令和2年度大分県国民保護共同実働訓練（13:20 ダイハツ九州スポーツパーク大貞）
20	金	
21	土	
22	日	
23	月	勤労感謝の日 令和2年度トラック事故根絶安全大会（13:00 ホルトホール大分）
24	火	標準的な運賃告示に伴う運賃料金表届出書の提出に関する説明会・大分西支部（13:30 大分県トラック会館）、令和2年度 第4回九州ブロック専務理事業務連絡会議（15:00 福岡市「八仙閣」） 九ト協 第3回理事会（16:00 福岡市「八仙閣」）、九ト協 意見交換会（18:00 福岡市「八仙閣」）
25	水	標準的な運賃告示に伴う運賃料金表届出書の提出に関する説明会・大分東支部（13:30 大分県トラック会館）
26	木	第2回地球温暖化対策普及啓発部会（10:00 大分市保健所）、九州運輸局長表彰（11:00 九州運輸局） NASVAガイドラインセミナー（13:30 大分県トラック会館）
27	金	第2回地球温暖化対策実行計画推進部会（10:00 大分市保健所）、内外情勢調査会11月例会（12:00 ホテル日航大分オアシスタワー）、標準的な運賃告示に伴う運賃料金表届出書の提出に関する説明会・県北支部（13:30 中津文化会館）、第2回大分県地域人材育成協議会（13:30 大分県庁本館）
28	土	
29	日	
30	月	
12/1	火	
2	水	
3	木	
4	金	
5	土	
6	日	
7	月	陸災防 九州・沖縄ブロック支部事務局長会議（14:00 福岡市「オリエンタルホテル福岡博多ステーション」）
8	火	
9	水	
10	木	NASVA リスク管理（基礎セミナー）（9:00 大分県トラック会館）、令和2年度「緊急物資輸送担当者研修」（12:00 全日本トラック総合会館）
11	金	総務・企画委員会（13:30 大分県トラック会館）
12	土	
13	日	
14	月	
15	火	

帳票関係FAX注文書

(公社) 大分県トラック協会 宛 (FAX:097-552-1591)

令和 年 月 日

		単 位	単価(円)	ご 注 文 部 数
1	運転日報 (基本)	100枚	180	
2	運転日報 (応用)	100枚	330	
3	乗務日報	100枚	280	
4	日常点検記録簿	1 冊	160	
5	日常点検記録簿 (トレーラ)	1 冊	160	
6	点呼記録表 (25名用A)	100枚	620	
7	点呼記録表 (25名用B)	100枚	620	
8	点呼記録表 (12名用A)	100枚	360	
9	点呼記録表 (12名用B)	100枚	360	
10	点呼記録表ファイル (12名用)	1 個	1,330	
11	点検整備記録簿	1 冊	310	
12	車両管理台帳	1 冊	230	
13	運転者台帳	50枚	510	
14	運転者台帳 索引	1 枚	25	
15	運転者台帳ファイル	1 冊	820	
16	運行管理者届	1 枚	60	
17	整備管理者届	1 枚	60	
18	運行管理規程	1 冊	210	
19	整備管理規程	1 冊	160	
20	タコチャート紙 M7-120	1 箱	620	
21	タコチャート紙 M7-140	1 箱	620	
22	タコチャート紙 M26-120	1 箱	620	
23	タコチャート紙 M26-140	1 箱	620	
24	ゼロ旗	1 枚	1,530	
25	運送約款 (掲示用)	1 枚	110	
26	運送約款 (冊子)	1 冊	165	
27	運行指示書 (輸送文研社)	1 冊	490	
28	運行指示書 (アルプス印刷)	30枚	410	
29	事故報告書	1 枚	210	

ご住所 (〒)	お電話 () -
貴社名	担当者名

※ご記入いただきました個人情報については、帳票注文に係る業務以外の目的には利用いたしません。

叩くのは 価格ではなく 話し合いの扉



11月は下請取引適正化推進月間です



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission
<https://www.jftc.go.jp/>



<https://www.chusho.meti.go.jp>

下請取引適正化推進月間の詳細については、
QRコードを読み取って御覧ください。



STOP



過積載

中型トラックや大型トラックなどの車両で最大積載量を10割以上超えた状態で運転を行うと、**罰則の対象**となり、以下の通りになります！過積載の割合が10割以上の場合は、違反点数が6点で反則金は無く、**6ヶ月以下の懲役、または10万円以下の罰金**となってしまうのです。

しない!させない!頼まない!
11月は過積載絶滅運動月間

過積載運行は、車の安全性を低下させ重大事故を引き起こす要因につながります。また、騒音・振動・排気ガスによる公害の原因や道路の劣化、運転者の労働条件に悪影響を及ぼすなどの弊害をもたらします。

大分県過積載防止対策連絡会議

大分県／大分県警察本部／九州地方整備局大分・佐伯河川国道事務所／九州運輸局大分運輸支局／西日本高速道路(株)九州支社 大分高速道路事務所
(一社)大分県自家用自動車協会／(公社)大分県トラック協会